

宿泊者名簿について

- ★ 旅館業法第6条第1項の規定に基づき、施設に宿泊者名簿を備えてください。
- ★ 宿泊者と玄関帳場で面接をして、宿泊者名簿の記載等を行ってください。
- ★ 宿泊者名簿には以下の項目を記載することが義務付けられています。

- ①宿泊者氏名 ②住所 ③連絡先 ④国籍
- ⑤旅券番号 ⑥到着年月日 ⑦出発年月日 ⑧年齢

※④、⑤は日本国内に住所を有しない外国人宿泊者

- ★ 日本国内に住所を有さない外国人宿泊者の場合には、宿泊者名簿とともに旅券（パスポート）の写しを保存してください。

裏面に日本語、英語、韓国語、中国語による案内文書（パスポート呈示等）を掲載していますので、御活用ください。

- ★ 宿泊者名簿（旅券（パスポート）の写しを含む。）は3年間以上保存してください。

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生センター
宿泊施設監視指導担当
(TEL 075-585-5653)

パスポート呈示等のお願い

厚生労働省

日本政府は、法令に基づき、「日本国内に住所を有しない外国人」の方の宿泊に際しては、宿泊者名簿に、*氏名 *住所 *連絡先 等の記載に加えて*国籍 及び *旅券番号 の記載を義務付けています。

また、日本政府は、旅券の呈示及びコピーも求めていますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

Request for producing of passports, etc. for identification purposes

Ministry of Health, Labour and Welfare

The Government of Japan, in accordance with the relevant laws and regulations, requires foreign nationals who do not possess an address in Japan to give the information of their nationalities and passport numbers in addition to their names, addresses and contact information, etc. in the register of lodgers when staying at a lodging. The presentation and photocopying of passports is also required by the Government of Japan. We appreciate your understanding and cooperation.

여권 제시 등의 부탁

후생 노동성

일본 정부는 법령에 의거하여 ‘일본 국내에 주소가 없는 외국인’ 이 숙박할 때에는 숙박자 명단에 * 이름, * 주소, * 연락처 등의 기재와 더불어 * 국적 및 * 여권번호의 기재를 의무화하고 있습니다. 또 일본 정부는 여권 제시 및 복사도 요구하고 있으므로 이해와 협조를 부탁드립니다.

请出示护照等

厚生劳动省

日本政府根据法律规定，“在日本国内没有固定住所的外国人”在办理住宿时，在住宿者名册上，除了填写*姓名*住址*联系方式等之外，还必须填写*国籍和*护照号码。此外，日本政府还要求出示护照及复印件，请您理解并给予配合。

宿泊者名簿（例）

名前 (Name)			年齢 (Age)	
住所 (Address)				
連絡先 (Contact information)				
到着年月日 (Check IN)	.	.	出発年月日 (Check OUT)	.
国籍 (Nationality)			旅券番号 (Passport number)	



私は、ハウスルーの内容について、スタッフから説明を受け、内容について理解しました。

私はそれらの注意事項を守り、マナーを守って滞在します。

I got an explanation from the staff about the contents of house rules and understood the contents.

I will keep the house rules and stay with good manners.

署名 (signature)
